

下水道管布設承諾書

年　月　日

碧南市長 殿

(所有権者等) 住 所

氏 名

印

電 話 ()

私が所有権等を有する下記の土地に下水道管を布設すること及び次に掲げる事項について承諾し、将来においても異議を申しません。

- 1 布設した下水道管の使用期間は当該下水道管の存置期間中とし、その使用料は無償とすること。
- 2 共有通路の所有権その他の権利を第三者に譲渡する場合又は共有通路に新たに権利を設定する場合は、譲渡人又は新たに権利を取得することとなる者に、下水道管布設部分の使用权の存続を受け継がせること。
- 3 布設した下水道管を当該共有通路に面する土地（公道に面するものを除く。）に所在する建築物の所有者から新たに利用の申し出があった場合、当該共有通路における排水設備及び汚水ますの設置を拒まないこと。
- 4 市長が特に必要があると認めるときは、市は当該共有通路について地上権設定登記ができること。
- 5 共有通路の維持管理を行うとともに、現況を変更しようとするときは、市長と協議すること。

記

1 碧南市 町 丁目 番 平方メートル

記入例

下水道管布設承諾書

令和 6 年 4 月 1 日

碧南市長 殿

(所有権者等) 住 所 碧南市松本町28番地

氏 名 碧南 太郎

印

電 話 (0566) 41-3311

私が所有権等を有する下記の土地に下水道管を布設すること及び次に掲げる事項について承諾し、将来においても異議を申しません。

- 1 布設した下水道管の使用期間は当該下水道管の存置期間中とし、その使用料は無償とすること。
- 2 共有通路の所有権その他の権利を第三者に譲渡する場合又は共有通路に新たに権利を設定する場合は、譲渡人又は新たに権利を取得することとなる者に、下水道管布設部分の使用权の存続を受け継がせること。
- 3 布設した下水道管を当該共有通路に面する土地（公道に面するものを除く。）に所在する建築物の所有者から新たに利用の申し出があった場合、当該共有通路における排水設備及び汚水ますの設置を拒まないこと。
- 4 市長が特に必要があると認めるときは、市は当該共有通路について地上権設定登記ができること。
- 5 共有通路の維持管理を行うとともに、現況を変更しようとするときは、市長と協議すること。

記

1 碧南市 松本 町 28 番

50 平方メートル